

平成30年度
定期監査（第1回）報告書

大網白里市監査委員

監 第 362 号
平成30年12月4日

大 網 白 里 市 長 金坂 昌典 様
大 網 白 里 市 議 会 議 長 岡田 憲二 様

大網白里市監査委員 古川 光夫
同 花澤 房義

平成30年度定期監査（第1回）の結果報告について
地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第
9項の規定により次のとおり提出します。

平成30年度定期監査（第1回）報告

第1 監査の対象及び説明聴取期日

監 査 対 象 課 等	説明聴取期日	
ガス事業課・大網病院・高齢者支援課	10月	24日
建設課・都市整備課・秘書広報課		25日
下水道課・安全対策課・議会事務局		26日

第2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行。

ただし、必要がある場合は、上記期間以外も対象とした。

第3 監査の期間

平成30年10月5日から平成30年10月26日まで

第4 監査の方法

監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第4項の定めるところにより、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理が、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかを主眼とし、必要書類の提出を求めるとともに、主管課長等から説明聴取を実施した。

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理はおおむね適正に処理されているが、以下のとおり改善の必要があるものが認められた。

1 指摘事項

(大網病院)

不納欠損処理について

大網白里市病院事業会計規則（以下、「市病院事業会計規則」という。）第26条によると、既に調定した収納金について債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合においては、これを不納欠損金として整理しなければならないとされている。

また、民法第170条では、医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権は、三年間行使しないときは、消滅するとされている。

未収金に係る滞納繰越分については、平成30年9月1日現在、過去3年間の合計で5,445,513円あり、現在、債権処理に取り組んではいないものの、

それ以前の未収金については、過去から債権整理がされておらず、不納欠損処理を行っていない。

したがって、過去3年間以前の債権については、早急に債権整理の方針を定め、整理を実行していただきたい。

更に、病院受診者の公平性を保つためにも、早急に未収金の管理台帳を整備し、適切な債権管理と回収に努めていただきたい。

備品の会計処理及び管理について

市病院事業会計規則第15条によると、病院事業の勘定科目の区分は、別表の定めるところによるとされており、別表は以下の記載となっている。

- ・医療消耗備品費（医業費用）

医療用及び患者給食用具で減価償却を必要としないもののうち耐用年数1年以上で取得価格10万円未満のもの費用

- ・消耗備品費（医業費用）

事務、管理用の用具等で1年以上使用できるもので減価償却を要しないものの費用

- ・工具器具及び備品（有形固定資産）

事務用及び管理用の器具備品で耐用年数1年以上かつ取得価格1万円以上のもの

また、市病院事業会計規則第102条では、この規則に定めるもののほか、病院事業の財務に関しては、大網白里市財務規則（以下、「市財務規則」という。）その他財務に関する規定の例によるとされている。

市財務規則第264条によると、備品は、その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるものとして、購入価格が1万円以上の物を備品としており、同規則第279条では、財産管理者は、その所管に属する備品につき、備品台帳を備えて記録し、常に備品の状況を明らかにしておくなければならないとされている。

大網病院では、今回の定期監査によって、上記の基準に従って備品の会計処理及び管理がなされていないことが判明した。

本来、固定資産に属する備品として処理しなければならない2件の備品が医療用消耗備品費として会計処理されており、また、医業費用に属する備品においては、備品台帳の備えがなく、備品の会計処理及び管理が適切ではない状況が見受けられた。

今後は、市病院事業会計規則及び市財務規則の趣旨に照らし、適切な備品の会計処理及び管理に努めていただきたい。

定期監査は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に従って適正に行われているか、或いは事務事業が経済的・効率的に行われているかどうか、期待される効果があがっているかどうかなどを主眼として監査を実施するものである。

定期監査の範疇を超えるか否かの見解は別として、市病院事業会計規則第75条では、耐用年数1年以上かつ取得価額3万円以上の器具及び備品を固定資産とする記載がある。経済性、合理性及び有効性の観点から、備品の性質により会計処理及び管理ができるよう規則の整合性を取ることが望まれる。

(高齢者支援課)

郵便切手の適正な在庫管理について

郵便切手は、購入時に会計処理され、翌年度に繰越されても使用する年度の会計とはならない。また、安易に換金できる性質のものであることから、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越は必要最低限にすべきものである。

対象課では、平成30年3月19日に82円切手等数種の額面額の切手を103,580円購入した。

しかしながら、実際の使用が少なかったことや、予備分を過大に見込んだことにより翌年度に多量に繰越していたことが認められた。

また、切手受払簿に記載誤りがあり、切手の管理が適切ではない状況が見受けられた。

今後は、郵便切手の適正な在庫管理及び適切な予算執行に努めていただきたい。